

(写)

令和4年7月13日

長野地方最低賃金審議会  
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会  
運営問題小委員会  
委員長 倉崎 哲矢

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）

令和4年7月13日開催の当委員会において、令和4年度における標記について検討した結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 長野県最低賃金について
  - (1) 発効は、10月1日を目途に審議する。
  - (2) 関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。
  - (3) 結審は、審議会令第6条第5項を適用しない。
- 2 特定（産業別）最低賃金について
  - (1) 発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。
  - (2) 第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。
  - (3) 各専門部会は、3回を目途で結審とする。
  - (4) 結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

以上